

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 環境影響評価法施行令の一部改正（第一条関係）

一 都道府県知事が事業者に対し意見を述べる期間を、原則として方法書については九十日、準備書については百二十日とし、一定の場合には、都道府県知事がそれぞれの期間を三十日の範囲内で延長して定めた期間とすること。

（第七条第一項及び第八条第一項関

係）

二 都道府県知事は、意見を述べる期間を延長して定めるときは、その旨及びその理由を事業者に対し通知しなければならないものとする。

（第七条第二項及び第八条第二項関

係）

三 一及び二に関し、都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例及び対象港湾計画に関する手続を定めること。

（第九条及び第十一条関

係）

四 国の計画であって、環境影響評価法の施行の日に定められていた場合には当該国の計画に基づいて実

施される事業に対して同法の一部の規定が適用されないこととなるものを定めること。

(附則第二条関

係)

第二 電気事業法施行令の一部改正(第二条関係)

特定対象事業については、第一の二の通知を、事業者に替えて通商産業大臣に対して行うものとするこ
と。

(第六条の二関

係)

第三 施行期日(附則関係)

この政令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行するものとする。

政令第 号

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条及び附則第三条第一項第三号並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十六条の二十一の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第七条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の

調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著

しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第八条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

第九条 法第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における前二条の規定の適用については、第七条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第八条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読

み替えて適用される法第二十条第一項」とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（対象港湾計画に関する手続）

第十一条 第八条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第七条第二項の規定は、前項において準用する第八条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第七条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

附則第二条を次のように改める。

（法附則第三条第一項第三号の国の計画）

第二条 法附則第三条第一項第三号の国の計画で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画
- 二 土地改良法第八十七条又は第八十七条の二に規定する土地改良事業計画（農林水産大臣が定めるも

のに限る。)

(電気事業法施行令の一部改正)

第二条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読替え)

第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)第七条第二項(同令第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同令第七条第二項中「事業者」とあるのは、「通商産業大臣」とする。

附 則

この政令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行する。

理由

環境影響評価法の施行に伴い、環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書について都道府県知事が事業者に対し意見を述べる期間等を定めるとともに、事業用電気工作物に係る手続における特例を定める必要があるからである。